

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	株式会社KANSOテクノス（代表取締役社長 岡田 達志）
	法人番号 9120001077653
住 所	大阪府大阪府中央区安土町1-3-5

2. 措置期間

令和 7年 2月 17日 ～ 令和 7年 3月 16日（ 1か月 ）

3. 事実概要

当該業者は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められることから、建設業法第28条第1項及び第3項の規定に基づき、令和7年2月4日に近畿地方整備局より、指示及び営業停止命令の監督処分を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の4（建設業法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の4】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 4 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899